

○渡辺委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 きょうは、五人の参考人の方々、まことに重要なお話、ありがとうございます。お一人お一人の御発言、そのとおりだと私は本当に感銘を受けました。

そういう意味では、この四月、介護報酬は、消費税の増税分を差し引きしますと過去最大の引き下げとなりました。また、障害者福祉の報酬に関しても、物価上昇分を差し引くと史上初の引き下げ。特に、障害に関しては、何か介護報酬を下げるとばかりで、道連れで史上初で下げられた。こんなことがあっていいのかと私は強い怒りを感じております。

また、私自身、もともと化学を研究しておりましたが、なぜそこから転換したのかといいますと、六年間、母子寮、母子生活支援施設というところでボランティアをしておまして、そこで、虐待を受けた子供たち、障害のあるお子さんたち、またそのお子さんたちを支えるお母さん方と、遊んだりいろいろな活動をする中で、まさにその母子生活支援施設も社会福祉法人です、その職員の方々が、いつも泣いているのは子供と障害者と女性であるということをおっしゃって、そういうところに本当に政治の声が届いていない。

そして、糸賀一雄先生の言葉、この子らを世の光に。この子らに世の光をではなく、この子らを世の光に。障害のあるお子さんたち、そして障害のある方々が社会のど真ん中で暮らせるような、そういう社会をつくる。私は、そういう糸賀先生の思想に共鳴をして、感動して、そういう社会をつくりたいと思って、化学の世界から福祉の世界に転換したわけですが、そういう意味では、私の人生の原点が社会福祉法人での出会いにありました。

きょうも多くの方々が傍聴にお越しくださっていますし、立ち席の方々も来てくださっていますし、そこで働いている方々のみならず、当事者の方々もお越しをいただいております。

この法改正のポイントはただ一つ。きょう傍聴に来てくださっているの方々にとって今回の改正はいい改正なのか悪い改正なのか、そのことに尽きるのではないかと私は思っております。

先ほども言いましたように、報酬がカットされて今危機的な状況。さらに、この法案の中には、地域貢献とか公益事業をしなさいという項目も入っておりますけれども、恐らくきょう出席されている厚生労働部門の議員の先生方は党派を超えて思いは一緒だと思いますが、週末になれば、福祉施設の福祉バザーに行っても、もうそんなものは、言われなくても地域貢献なんか嫌なほどやっておられるわけですよ。そういうことを義務づけるということに関しても、私は何か、甚だ失礼な話じゃないかというふうに思います。

そういう意味では、私の今回の法案に関する一つの感想は、本当にこれは悔しいなと思うんですね。全ての社会福祉法人の方々、本当に必死になって、利用者のため、入所者のため、お子さんたちのため、障害のある方々のため、高齢者のために、人生をかけて、経営者の方、職員の方は、当事者の方々、地域のボランティアの方と一緒に必死になって頑張ってきたわけです。

それに対して、確かにごく一部、残念ながら、先ほど磯さんから、〇・一%ぐらいじゃないかということをおっしゃいましたけれども、ごく一部、確かにため込んでいるところはあるでしょう、残念ながら。ごく一部そういうところがあるがゆえに、こういう法改正の議論をせねばならないということに関して、私はじくじたる思いを持っております。

そんな中で、磯さんからは、襟を正さねばならない、誤解を解かねばならない、存在意義を示さねばならないという御発言がございました。経営協の会長さんとして、本当に憤りを感じながらも、福祉現場を守るためにどうすればいいのかということをお考えになられた末のお言葉だと私も重く受けとめたいと思っております。

そこで、時間に限りがありますので全員に質問できるかどうかわかりませんが、お聞きしたいんです。

まず、赤松参考人。

これはちょっと聞きづらいんですが、特に小規模の障害者の作業所にとって、今回の法改正は何かメリットはありますか。法改正というのは、こういう点はいいけれどもこういう点はマイナスだとかあるんですけども、今回の法改正の中で、小規模作業所にとって、マイナス点はいっぱいあると思うんです、はっきり言って。マイナス点はあるけれども、こういう点はちょっとプラスかなというところはあるんでしょうか。いかがですか。

○赤松参考人 御質問ありがとうございます。

小規模作業所に関しては、この法案は視野に入っていないのではないかと、蚊帳の外ではないかと、このように思います。そして、法内事業ではございますが、例えば地域活動支援センター、こういった事業も、ここにはほぼ目が行っていない。

やはり、主眼としているのは社会福祉法人、その中でも規模の大きなところ、ここに主に着目した法改正、このように見ております。

○山井委員 的確に赤松さんがおっしゃってくださったように、言い方は悪いけれども、さまざまな社会福祉法人、ごく一部のもうけているところも、大多数のもうかっていないところも、そして大規模なところも小規模なところも、そこを何かごちゃ混ぜにしてやっているというところがあると思うんです。私は、そういう意味で本当に、非常に乱暴だなというふうに思うんですね。

おまけに、四月の報酬改定で大幅にダウンして、私も、週末いろいろな福祉バザーへ行くと、怒られてばかりなんですよ、何ということをしてきているんだと。ただでさえ人手不足で、職員の方の給料が低いのに困っている、もちろん今回処遇改善加算がありましたけれども、まだまだ不十分であります。

そういう意味では、この法案、今後修正をするのかどうかということも私は一つの議論だとは思いますが、今、赤松さんがおっしゃったように、小規模の作業所にとってはデメリットばかりでメリットはほとんどないと。それで、言っちゃなんですけれども、一番経営も厳しいと思うんですよね、本当に。だから、そういう一番厳しい社会福祉法人に一番直撃するというのは、ちょっとやはり問題があるのではないかとというふうに私は感じざるを得ません。

それで、磯さんにお伺いしたいんですが、先ほどのお話、襟を正さねばならない、誤解を解かねばならない、存在意義を示さねばならないと。同時に、一部の金もうけしている、先ほどまさに茨木さんがおっしゃったように、一般的な内部留保じゃないんですよ、これは別にため込んでいるわけでは全然ないんだから。必要なお金や建物があるだけであって、一般的な内部留保ではないんですが、でも、そういう意図的なバッシングによってこういう法改正を政府が提出せざるを得ないところまで、社会福祉法人の課税を逃れる一つの方法なのかもしれませんが、追い込まれている。

そういう状況の中で、磯さんにお伺いしたいのは、やはりこの四月の報酬改定ですよ。私は、本当にはらわたが煮えくり返るぐらいの思いをしています。現場でこれほど必死に、安い給料で現場の方々が社会福祉法人では頑張っておられる。保育の現場も、障害の現場も、まだまだいい人材を集めるためにはもっともっと賃金を上げたいわけですよ。にもかかわらず、今回報酬が大幅に下げられた、まあ処遇改善加算があるとはいえ。そのことに関して、磯さんとしてはいかが思われますでしょうか。

○磯参考人 御質問ありがとうございます。

この点については、先ほども御質問がありましたので同じような答えになりますけれども、我々、社会福祉法人を経営していく中で、三年ごとの報酬改定がある、これは医療も同じでございますけれども、もっと広げて考えると、一般企業においても順風なときと逆風のときがあるのと同じで、もちろん、今回の報酬改定においては、厳しくないと言えども当然うそになりますので、厳しい状況ではありますが、先ほど申しましたような、収入をふやしていくための知恵を絞る、そして支出を削減するための知恵を絞っていくというようなことで、その結果がまた実態調査で出てくると思いますので、次期の障害、介護の報酬にそれを反映していただければいいかなというふうに考えております。

○山井委員 処遇改善加算をとって職員の方々の賃金を上げる、一方では、報酬のベースが下がっているからということで、大変な御苦勞を、やりくりをされているということです。その取り組みには敬意を表したいと思いますが、ただでさえ苦しい思いをしているところに、そういう報酬の大幅ダウンというのは本当に問題だと思っております。

改めて、赤松参考人にお伺いしたいんです。

やはり、特に、ただでさえ経営が苦しくて人手不足が深刻な中で、一番直撃を受けるのは、退職手当の公費助成を廃止するという事なんですよ。これは、たしか一人当たり一年間八十万円ぐらいの事業所の持ち出しにな

るんじゃないかと思います。報酬がダウンして、そして、それによって、逆にそこを支援するために助成を拡大するということだったらわかるけれども、逆に追い打ちをかけるように廃止していく。

それで、茨木さんもおっしゃったように、イコールフットィングと言うけれども、もちろん、多少、イコールフットィングにした方がいい面はちょっとはあるかもしれませんが、でも、何でもかんでもイコールフットィングで、都合のいいところだけ介護とイコールフットィングにされたらたまらないと思うんです。やはり障害には障害の特性が当然あるわけですし、障害ゆえの大変さというのも当然あるわけです。

そういう意味では、公費助成が廃止されるということについて、いかがですか。

○赤松参考人 赤松です。御質問ありがとうございます。

先ほども申し上げましたように、事業所の掛金、これは、廃止になると三倍になるんですよ。一人年額で二百数十万円分を事業所が負担することになります。これは、小規模、大規模、規模にかかわらず、大きいところなんか数千万円単位ですよ、負担増が。小さいところでも、ただでさえ厳しい中で、この負担が三倍になる。

これは実に深刻な話でありまして、経営という観点だけではなく、結局、これによって、支援する職員が福祉分野にはまたさらに来ない、この分野がまさにどんどん先細りしていく。そのことは、結果として、障害のある人たちの地域での生活への支援、これの量が、質が十分じゃなくなっていくということにつながりますので、私は、ぜひ今回の見直しというものは思いとどまっていたきたい、こんなふうを考えております。

○山井委員 私も二十代のころ介護施設で半年ぐらい実習をさせてもらったことがありまして、本当に、腰痛で倒れましたし、おむつ交換、入浴介助、車椅子への移動、何から何まで大変。でも、さらに大変なのは賃金が安いということで、私は、そういう施設でずっと実習させてもらった経験からいって、本当に、障害者施設、保育園、そして介護施設、児童福祉施設で働いておられる方々はみんな神様だと思いますよ。本当に大変な仕事です。

肉体的にも厳しい、きついし、また愛情を持って接せねばならないし、さらに待遇はよくないし、何よりも、さっき言ったように、腰痛とか、体を壊して、みんなコルセットを巻いて仕事をしている。それで、もっと言えば、障害者の施設の方なんかは、残念ながら、急に発作が起こった利用者の方から殴られてしまって、脳しんとうで病院に行ったとか、本当、そういうことすらあるんですよ、実際。

そういう意味では、今、報酬が下がって、ただでさえ財政的に大変だ。

さらに言うならば、法改正すればするだけ、デスクワークがふえるんですよ。現場の方々は、もういいかげんにしてほしいと。当事者の方々のお世話が一番の最優先なのに、法改正のたびに、資料をつくらねばならない、役所に話をしないとだめだといって、デスクワークにどんどんどんどん時間をとられて、パソコンをやらねばならない、ソフトをかえねばならないとか、そういう労力が今回の法改正によって起こることを私は危惧しております。

ただ、磯さんもおっしゃったように、襟を正さないと社会福祉法人は厳しい目の中でもたないんだということもわからないではありません。

ただ、そういう手間暇のことも私は反対ですが、それ以上に、今の退職手当共済の公費助成をなくすというのは、ただでさえ苦しみがいている障害者の施設を、財政的にさらに負担増するわけでしょう。

私は、言っただけなんです、この四月に介護、障害者福祉報酬が上がって、共済の公費補助をなくすのに見合うぐらいの手当てはしてありますからというぐらいのことがあるんだってわからないではないですよ。史上初めて障害報酬を下げて、おまけに追い打ちをかける。これは、せめて施行の延期ですね。撤回の方がいいに決まっていますが、せめて、当面、施行の延期をすることが必要なんじゃないかというふうに私は個人的には思います。

それで、次にまた磯参考人にお伺いしたいんですが、地域でモデルとなる取り組みをされておられて、かつ全国の施設を束ねるお仕事をされていることに本当に心より敬意を表したいと思いますが、そういう中で、特に障害者福祉に特化して、もちろん、経営協の会長さんですから、もっと大きな観点でもいいですが、やはり中心になってやっておられるのが障害ですから、主に障害ということを念頭に置いて、今後、国への要望、この法案のことはちょっとおいておいて、ぜひこの機会にお聞かせをいただければと思います。

○磯参考人 御質問ありがとうございます。

非常に大きな質問でございますが、まず冒頭に、私の今回の法律に関しての思いを一点だけ述べさせていただきますと、我々を取り巻いている環境、そして、さまざまな批判に対して、我々はやはり、繰り返しになります

が、襟を正していかなければならない、そのことをネガティブに捉えているのではなくて、私自身はこれをポジティブに捉えて、そのことを前に向いていくべきではないかというのが私の趣旨でございます。

今、山井先生がおっしゃられましたように、法改正になりますと、一番大きいことは、経営上の問題からいいますと、事務作業が膨大になってまいります。さらには、こういった仕組みの中では、法人のいわゆる本部機能、小規模の法人の方にとってはなかなか難しいことかもしれませんが、中規模以上の法人においても、やはり法人の本部機能をつくらないとまたいろいろな問題が出てくる。要するに、事務方に対するいわゆる財政の配慮というものはぜひお願いをしたい。

恐らく、小規模の法人でも、保育園の園長さんが事務長さんをやっておられるというようなことになりますので、右と左の決算が合っていないというようなことが指摘をされてもおりますので、まず、その事務にかかわる費用というものを私としては御配慮いただければというふうに考えております。

○山井委員 どうもありがとうございます。

おっしゃるように、事務がばかにはならないんですよ。本当に、何よりも、施設の、事業所の本来の任務は当事者の方を幸せにすることでありますから、それ以外のところに係る事務が、今回の報酬改定でも、加算のこととかを含めてかなり事務がふえているわけですから、本当に大変なことである、ここを何とかせねばならないと思っております。

さらに、私の経験でも、保育園、私がボランティアしていた施設というのは、母子生活支援施設と保育園が併設されていて、保育の現場、そして発達障害のお子さん、あるいは、母子生活支援施設ですから、お母さんに障害があるケース、そういうさまざまな方々が保育園と母子生活支援施設で生活をしておられました。そういう方々をどうやって支えていくかということが非常に重要であると思えます。

大変失礼なことで、松原参考人、菊池参考人、茨木参考人にも質問させていただこうかと思っておりましたが、質疑時間がもう終了という紙が来てしまいました。

本当に、党派を超えて、私たち、きょうお聞かせいただいた皆さんの現場の声、また研究者の方々の声をしっかり受けとめて、この厚生労働委員会で社会福祉法人の応援をしっかりとできるように頑張りたいと思えます。

きょうはありがとうございました。